

上島町猟銃等取得促進事業補助金交付要綱

平成24年3月30日

告示第7—2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農林水産物等の被害防止を目的として、第1種又は第2種猟銃免許(以下「猟銃免許」という。)取得した者に対し、鉄砲所持許可手続に係る経費(以下「所持許可経費」という。)及び散弾銃、空気銃及びライフル銃(以下「猟銃等」という。)並び所持に必要な備品等の購入経費(以下「猟銃等購入費」という。)を予算の範囲内で補助することに関し、上島町補助金交付規則(平成16年上島町規則第46号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 猟銃免許を取得し、猟銃所持許可証の写し町へ提出することができる者
- (2) 第5条に規定する上島町猟銃等取得補助に関する承諾書(以下「承諾書」という。)及び上島町猟銃取得促進事業補助金交付申請に係る病歴(以下「病歴」という。)を提出することができる者
- (3) 町内に住所を有する者
- (4) 町税の滞納がない者
- (5) 猟銃等取得後は町内の捕獲隊又は猟友会に所属し、有害鳥獣駆除に従事する者
- (6) 次条に定める猟銃等の使用目的を果たすことができなくなった場合、町と協議を行い、目的に沿った譲渡又は処分を行うことができる者

(猟銃等の使用目的)

第3条 猟銃等の使用目的は有害鳥獣の駆除を基本とする。ただし、技術向上等で狩猟及び標的射撃を行う場合においてはこの限りでない。

(対象経費等)

第4条 補助金の対象経費、内容及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、猟銃又はライフル銃所持予定者にあつては、教習資格認定証の交付を受けた者、空気銃所持予定者

にあつては、公安委員会が発行する銃砲所持許可証の交付を受けた者で、上島町猟銃取得促進事業補助金交付申請書(様式第1号)、承諾書(様式第2号)、病歴(様式第3号)に関係書類を添えて、町長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 町長は前条の規定による申請があつたときは、これを審査し、適当と認めるときは、上島町猟銃等取得促進事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。ただし、精神障害、又は発作による意識障害をもたらし、その他の銃砲、又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものにかかっている者及び過去に病歴があり現在もそのおそれがある者及び猟銃等の所持に関する体調不良等の病歴のある者は、補助の対象としない。

2 前項の政令で定める病気は次の通りとする。

(1) 統合失調症

(2) そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)

(3) てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作は再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気

(補助事業の変更承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた申請者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。))について、補助金交付額の変更をしようとするときは、あらかじめ上島町猟銃取得促進事業補助金変更承認申請書(様式第5号)に関係書類を添えて、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止及び廃止)

第8条 申請者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ上島町猟銃取得促進事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助事業完了後速やかに、上島町猟銃取得促進事業補助金実績報告書(様式第7号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 町長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、審査し適当と認めたとときは、上島町猟銃取得促進事業補助金額確定書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、補助金の請求をしようとするときは、前条の規定による通知受理後速やかに、上島町猟銃取得促進事業補助金精算払請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第12条 町長は、前2条の規定にかかわらず、補助事業で必要があると認めるものについて、補助金の一部又は全部を概算払することがある。

2 申請者は、概算払の交付を受けようとするときは、上島町猟銃取得促進事業補助金概算払請求書(様式第9号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の返還を命ずることができる。

- 1 虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 公安委員会から猟銃等の所持が不許可となったとき。
- 3 前号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

区 分	対象経費	内容	補助率
所持許可経費	受講料	・ 初心者講習会 ・ 教習射撃(射撃場で使用する(上限50万円) 弾代を含む。)	10/10
所持許可経費	手数料	・ 精神科医及びかかりつけ医に	

		による診断書 ・住民票及び身分証明書 ・教習資格認定申請 ・猟銃用火薬類等譲渡許可申請 ・鉄砲所持許可申請 ・各種申請等に伴う旅費
所持許可経費	旅費	
所持許可経費	印刷製本費	申請用写真
猟銃等購入費	備品	・銃ロッカー ・弾ロッカー ・猟銃等
猟銃等購入費	その他	町長が必要と認めるもの

